

第二章 解釈通牒(武器関係)

○武器等製造法の施行について

〔昭和二十八年九月十日二八重局第一一七一號
通商産業省重工業局長、通商産業省輕工業局長、通商産業局長〕

先に公布された武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）。

以下「法」という。の施行に関しては、同法公布後銳意準備を進めて来たが、昭和二十八年八月十五日付をもつて武器等製造法の施行期日を定める政令（昭和二十八年政令第百九十六号）、武器生産審議会令（昭和二十八年政令第百九十七号）および武器等製造法施行令（昭和二十八年政令第百九十八号）が更に九月一日付をもつて、

武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号。以下「規則」という。）がそれぞれ公布せられ、ここに武器等製造法関係法令は、九月一日から全面的に施行されることとなつた。

法は、ポツダム共同省令「兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」の失効に伴う事態に対処するため制定されたものであるが、公共の安全を確保する見地から武器および弾薬等を規制するほか武器の製造を事業として認めるとともに、昨年以来の米軍の武器発注に

伴う新情勢を勘案して、武器の製造事業を許可制とする等の方法により武器の製造事業の事業活動を調整することとした。武器の製造事業の将来に關しては、明確な予想がたてられないだけに僅か三十五条の法をもつて現実の複雑な事態を律して行くことは極めて困難であり、法令の具体的運用に當つては情勢の変化に応じた適切な判断が要求されるとともに、個々の場合において解釈上の疑義が多々生ずることと考えられるので、法の円滑な施行を期するため下記の諸点については本通牒によるとともに下記以外の点について問題がある場合は、その都度早急に本省と連絡をとり、本法の運用に遺憾ないようお願いする。

なお、本通牒は法施行に伴い当面生ずる事業許可申請に関するものであつて、その他の点については別途通牒する予定である。

記

◎ 総括的事項

一 通商産業局長の経由

- (一) 武器製造事業者が通商産業大臣に申請書または届出書を提出する場合は、法第十六条の場合を除き、すべて通商産業局長を経由することにしているが、これは通商産業局長が所管の工場または事業場（以下「工場等」という。）の武器製造の実態を把握するとともに提出書類の形式的審査を行うことを目的としたものであるが、通商産業局長を経由したため事務処理の敏活を欠くことのないよう特に注意されたい。

(1) 法の施行事務は、本省重工業局および軽工業局の両者の所管にわたっているが、書類の受付、整理等の事務は、まとめて行う必要があるので重工業局において統一的に行うこととしているので、通商産業局においても受付、整理、本省への書類送付等の事務は適当な課においてまとめて行われたい。

(2) 書類の送付先は、重工業局航空機課宛とされたい。

二 法の適用範囲

(1) 本法は、法第二十二条において規定している通り修理の事業を除き、国にも適用がある。

(2) 日米行政協定に基く接收地域において駐留軍が行う武器の製造については、同協定第二条の趣旨に鑑み法の適用がないものと解するのが妥当である。

三 経過的措置

(1) 過去においてポツダム共同省令第一条但書の許可を受けた者または現に武器の製造の事業を行つてゐる者も本法によりあらためて許可を受ける必要がある。

(2) 七月一日において未だ武器の製造を開始してなくとも、すでに武器製造の契約を行い、設備の整備を行つてゐる者は法附則第二項の現に武器の製造の事業を行つてゐる者に該当する。

細目的事項

一 法第二条関係

(1) 「産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く」

とは、専ら戦斗または争斗の用に供されるものを武器とするという意味である。専ら戦斗または争斗の用に供されるものかどうかは機能、構造から客観的に判断すること。

(2) 「爆発物（……信管により作用する物……）」とは、火薬類その他爆発するものそれ自身をいうのではなく、信管を装着し、その作用によつて作動する構造を有するものに限る意味である。

二 法第三条関係

(1) 「武器の種類」は、武器等製造法施行規則（以下「規則」という。）第二条第一項に掲げる通りであるが許可を受けようとする者は、左記のように許可を受けなければならない。

(1) 砲……砲の製造事業者とは、砲身および砲架を製造し完成品の組立を行う者をいう。従つて砲の製造事業者は砲身、砲架について種類を特掲して許可を受ける必要はなく、砲についての許可を受けただけで、砲身、砲架を製造することができる。

(2) 銃……銃の取扱に同じ。

(3) 砲弾……砲弾の製造事業者とは、いわゆる火薬類の充てん業者をいい、砲弾の製造事業者が信管、弾体、薬きょう等を製造することはできない。これらを製造するには、それぞれ

の武器の種類について許可を必要とする。

(二) 銃弾……砲弾の取扱に同じ。

(三) 爆発物……砲弾の取扱に同じ。

(一) 一種類の武器の製造をするに当り二以上の工場等において工作が行われる場合には、当該武器の本質を造り出すための最も

主要な工作をする工場等について許可を受ければよい。

(1) たとえば砲身の荒加工を甲工場において行い、仕上げ加工を乙工場において行うときは、乙工場が砲身製造の許可を受ければよい。

(2) たとえば砲弾の弾体の拡出を自己の工場において行い、切削加工を外注に出したときは、外注先の切削加工工場は許可を受ける必要がない。

(三) 許可の申請に当り添附する書類は、規則第三条に規定する通りであるが、事業計画書の記載事項は次のようにすること。

(1) 「武器の種類別の製造計画」には製造開始の年月日整備の進捗に伴う製造数の増加の予定および製造数が最高になる年月日を明かにすること。

(2) 「武器の種類別の製造のための設備の明細」には設備の名稱、規格、容量または能力、台数、現有の有無、現有しないときは発注先、発注状況および購入価格を記入し設備を主要工程別に列記すること。

(4) 「武器の製造に要する資金の額および調達方法」には、武

器の種類別に所要の設備資金および運転資金の額ならびにその調達方法を記入すること。

(二) 「武器の製造の事業の収支見積」には武器の種類別の収入および支出見込の内訳を記入することとし、できれば生産上昇過程中と生産上昇後との収支状況が比較できるようにすること。

(三) 「武器の主たる材料、物品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画」には、下請のみならず規格を示して注文する場合の相手方のうち主なものについても、注文先、注文の内容および注文数量を記載する。

三 法第五条関係

(一) 製造のための技術上の基準は、規則別表に掲げるよう武器の種類ごとに別表記載の設備は必ず保有する（設備の台数は問わない。）とともに、これら設備が当該武器を製造できるものでなければならない。なお、設備の台数は能力算定の基礎とする。

(二) 武器の取扱の危険性および治安上の注意の必要性の度合は、大別して銃砲弾、爆発物の一群銃砲中小型のものの一群その他的一群にわけられるが、保管のための設備の要件は当該武器の取扱の危険性および治安上の注意の必要性の度合によつて勘案すること。